

私たちにできること



痛みを受け止めるために
ともに生きるために

001 はじめに 犯罪が残すもの

Part 1 犯罪の被害にあうって、どんなことだろう

002 問 題

004 解 説

014 インタビュー：犯罪被害にあうということ 大久保恵美子さん

016 被害者の声

018 自分ならどうするだろう、なんて言うだろう

Part 2 犯罪被害者を取り巻く状況を知ってみよう

020 「犯罪被害者等基本法」とは

020 「犯罪被害者等基本法」から「犯罪被害者等基本計画」へ

022 支援体制にはどんなものがあるか

024 犯罪被害と支援のイメージ

026 インタビュー：「犯罪被害者支援」って何ですか？ 山上皓さんに聞く

027 インタビュー：支援団体はどんなことをするのですか？ 阿久津照美さんに聞く

028 さらに調べたい人のために

029 おわりに

030 資料 犯罪被害者等基本法

はじめに

犯罪が残すもの

ある犯罪が起きる。

様々なメディアによる報道で私たちはそのことを知る。

私たちは犯罪に怒り、被害を受けた人々を思い同情する。

しかし大抵の場合、また新たな犯罪の発生を伝える報道によって、

私たちはひとつひとつの犯罪を忘れて行ってしまふ。

なかには報道されない犯罪だってある。

例えばかつあげや、校内暴力や、ひどいいじめはどうだろう。

それだって私たちの身近にある、確かな犯罪なのだ。

私たちのまわりではいつだって犯罪が起きていて、

とても残念なことだけれど、これからもそれはなくなることはないだろう。

それはどういうことだろう。

私たちはいつだって犯罪被害者になる可能性がある、ということだ。

それからもうひとつ、

もしかしたら加害者になってしまうことだってあるかもしれない、ということだ。

私たちはやがて忘れていく。

けれど、けっして忘れることのできない人たちがいる。

それは実際に犯罪の被害にあった人であり、その家族や親しい人たちだ。

彼ら彼女たちにとって、それがどのような犯罪であっても、

恐らく一生付き合っていかなければならない、筆舌に尽くしがたい経験なのだ。

犯罪はそれが起きてしまったことだけが悲惨なのではない。

毎日の生活を続けながら、犯罪が残したものとずっと付き合わざるを得ない人々がいる。

私たちは知りたいと思う。

犯罪被害者とその家族たちと、これからどのように付き合っていけるだろうか。

私たちひとりひとりにできることはあるだろうか。

そして私たちの社会がもっとできることはあるだろうか。

このささやかなワークブックではそうしたことを考えてみたい。

さあ、私たちにできること――

Part 1 犯罪の被害にあうって、どんなことだろう

みなさんは、「犯罪被害者」と聞いて、どのようなことをイメージされるでしょうか。ここに15の設問を用意しました。被害者はこの日本社会の仕組みのなかでどのように感じ、あるいは守られているのでしょうか。設問をひとつひとつ考えていくことで、犯罪被害者とその家族のこと、被害者たちを取り巻く状況を、少しでも知ることができたらと思います。私たちにできることがあるとしたら、「知る」こと。そこがまずスタートです。それでははじめてみましょう。

問題：犯罪被害者とその家族について

問1 犯罪被害者といえば殺人・傷害などの暴力犯罪によるものが圧倒的に多い。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問2 犯罪被害者とその家族の被害といえば、大別すると「身体的な被害」と「精神的な被害」とに分けられる。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問3 犯罪被害者とその家族の意識やおかれている状況は、事件の違いはあってもほとんど同じである。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問4 「二次的被害」で最も多いのは報道被害である（「二次的被害」とは、犯罪そのものから受ける直接の被害（一次的被害）ではないが、関係機関や周囲の人々の配慮に欠けた対応などによって受ける被害です）。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問5 事件直後の被害者とその家族は混乱状態にあり、ひとりにしてほしいと思っている。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問6 犯罪被害者とその家族には、早く立ち直るよう励ましたり、事件を忘れることをすすめることも必要だ。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問7 傷つけてはいけないので、犯罪被害者とその家族には声をかけたりせず、あえて距離をおいたほうがよい。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問8 犯罪被害者にとって、家族や友人は最も頼りがいのある存在である。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問題：制度と支援体制について

問9 日本には犯罪被害者のための法律はない。

- そう思う
- そう思わない
- わからない

問10 犯罪被害に関する相談窓口は各地の警察署である。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問11 犯罪被害者とその家族は、加害者や事件についての情報を希望通りに受け取ることができる。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問12 犯罪被害者とその家族は、刑事裁判に参加して、加害者に質問したり、自分の意見を自由に発言することができる。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問13 全国には被害者支援のための民間団体があるが、民間のためあまり役に立つことができない。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問14 全国には犯罪被害者とその家族のための多数の自助グループがある（自助グループとは例えば殺人事件や交通被害で身近な人を亡くされた人たちなど、同じような体験をした人たちが集まり、気持ちを語り合ったり、情報交換を行う場です）。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない

問15 犯罪被害者とその家族は、被害を受けた直後から自動的に多様な支援を受けることができる。

- そう思う
- そう思わない
- どちらともいえない



それでは、設問の解説に入ります。グラフなどを参考にしながら読んでみてください。なお、犯罪被害者とその家族の意識に関わる設問については、内閣府が実施した「国民意識調査」(※注参照)の集計結果をもとにしています。

※注「犯罪被害者等に関する国民意識調査」:「犯罪被害者等基本計画」に基づいて、内閣府が、犯罪被害者等のおかれた状況や二次的被害に関し、国民一般と犯罪被害者等を対象とした意識調査を行い、それぞれの調査結果を比較検証した。調査期間は2006(平成18)年の年末から2007(平成19)年1月。有効回答は、国民各層5,331名、犯罪被害者等1,098名。調査結果については、内閣府ホームページで自由に閲覧できる。http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/index.html

解説: 犯罪被害者とその家族について

問1 解説

犯罪被害者といえば殺人・傷害などの暴力犯罪によるものが圧倒的に多い。

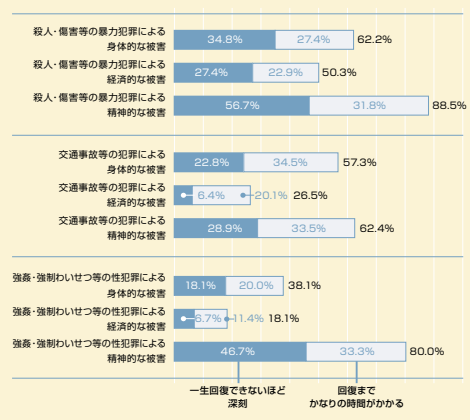
「国民意識調査」を見ると、国民一般がイメージする犯罪被害としては「殺人・傷害等の暴力犯罪」が最も多く、78.9%にのぼっています。しかし、思いがけなかったかもしれませんが、同調査の犯罪被害者とその家族の構成でいちばん多いのは「交通事故等の犯罪」(68.0%)です。「殺人・傷害等の暴力犯罪」は18.3%となっています。犯罪には「殺人・傷害」といったものだけでなく、交通事故やかつあげ、家庭内暴力も含まれます。こうして考えていくと、犯罪被害は私たちの身近にいつでも起こりうるということがわかります。

問2 解説

犯罪被害者とその家族の被害といえば、大別すると「身体的な被害」と「精神的な被害」とに分けられる。

「身体的な被害」「精神的な被害」のほかにも、重大な被害として「経済的な被害」があります。家族の稼ぎ手が被害にあった場合は、収入が途絶え、被害直後から生活が成り立たなくなります。また被害によって、これまで勤めていた職場に居づらくなったり、引越をしなければならぬケースもあります。また加害者に損害賠償を求めても、相手に支払う能力がなければ、実際には受け取れないことも少なくないのです。「経済的な被害」「身体的な被害」「精神的な被害」は、それぞれ別に存在するのではなく、たがいに深く関係し合っているために、被害回復のためにはどれも見逃すことのできないものです。

事件による被害の深刻さ



問3 解説

犯罪被害者とその家族の意識やおかれている状況は、事件の違いはあってもほとんど同じである。

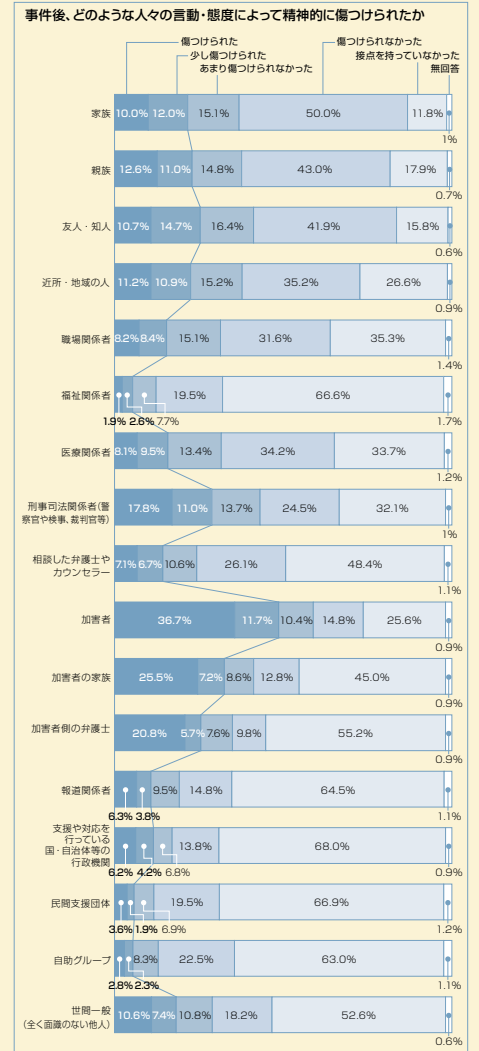
犯罪被害を「殺人・傷害等の暴力犯罪」「交通事故等の犯罪」「強姦・強制わいせつ等の性犯罪」に大別しただけでも、それぞれの被害者とその家族の状況は異なることがわかります。また、例えば「暴力犯罪」とひとまとめにしても、それぞれ固有の犯罪の実態はすべて違うのです。さらに、事件内容が同じように見えても、被害にあった時の状況や、家族のなかの誰が被害にあったか、

などからもまったく違ってきます。

問4 解説

「二次的被害」で最も多いのは報道被害である。

二次的被害という、私たちは報道被害をイメージしがちです。報道による被害は確かに存在し、このことを考えていくことは重要です。しかし実際には報道関係者と接することはそれほど多くないため、どのような人々の「言動・態度によって精神的に傷つけられたか」という問いで「報道関係者からの言動・態度から」をあげた人は10.1%にとどまっています。最も多かったのは「加害者の言動・態度から」(48.4%)で、次いで加害者の家族、加害者側の弁護士が続きます。また、ふだん接することの多い、家族、親族、友人などからも約2割の人がなんらかのかたちで精神的に傷つけられたとしています。加害者やそれに関わる人を別けると、「二次的被害」は犯罪被害者とその家族にとって、ふだん接することの多いところにあることも忘れてはならないことです。



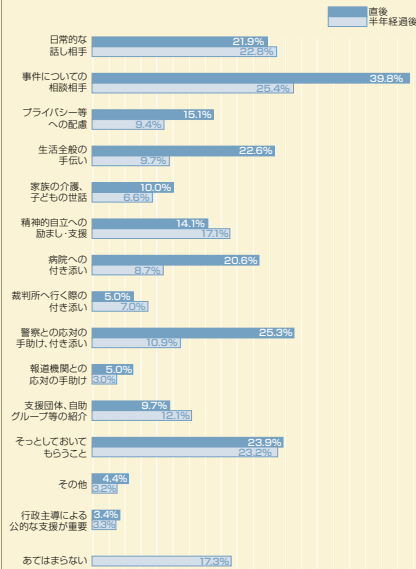
Part 1：犯罪の被害にあうって、どんなことだろう

問5

解説

事件直後の被害者とその家族は混乱状態にあり、ひとりにしてほしいと思っている。
 「国民意識調査」では、被害直後に必要とする支援として、様々なものがあげられています。そのなかで最も多かったのは、「事件についての相談相手」でした。
 事件直後は突然の出来事に、「悲しい」「やしい」というような感情が麻痺してしまう人が多く、しっかりしているように見えても心の中は混乱状態です。孤立感に苦しむことも少なくありません。これから何が起こるかかわらない、何をどうしたらいいのかわからない、そうした不安を抱えています。また、自分にどんな支援が必要なのかかわからない、支援を求めることを思いつくことすらできないということも多いので、周囲の人が、話をよく聞き、何を必要としているのか、相手の立場に立ってよく考え、行動することが必要です。

事件後どのようなかたちでの支援・配慮を必要としたか

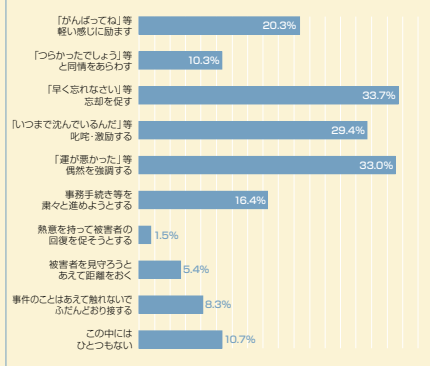


問6

解説

犯罪被害者とその家族には、早く立ち直るよう励ましたり、事件を忘れることをすすめることも必要だ。
 周囲の人からの「特に傷ついた言葉・態度はどのようなものでしたか」という設問では、犯罪被害者とその家族は、「早く忘れなさい」等忘却を促す(33.7%)、「運が悪かった」等偶然を強調する(33.0%)、「いつまで沈んでいるんだ」等叱咤・激励(強く励ますこと)する(29.4%)を高い順であげています。
 「何をすべきか」や「事件をどう見るべきか」をアドバイスしようとする前に、まずは被害者の気持ちを十分に聞き、受け止めること、被害者を思う気持ちが大切です。

(周囲の人からの)特に傷ついた言葉・態度はどのようなものだったか(複数回答)



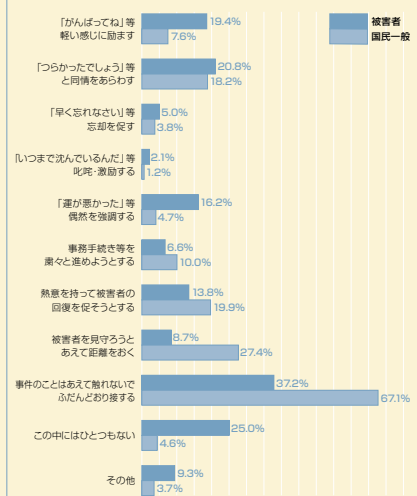
問7

解説

傷つけてはいけないので、犯罪被害者とその家族には声をかけたりせず、あえて距離をおいたほうがよい。
 国民一般を対象とした質問では、犯罪被害者とその家族に対して「あえて距離をおいたほうがよい」と答えた人は27.4%にのぼりました。しかし犯罪被害者とその家族は「事件後、周囲の人のどのような言動・態度によって精神的に落ち着いたり、楽になったりしましたか」という設問に対して、「被害者を見守ろうとあえて距離をおく」ことがよいとした人は8.7%に過ぎません。

ちなみに、この設問で落ち着いたり、楽になったこととしてあがったのは、「事件のことはあえて触れないでひたすらどおり接する」(37.2%)でした。一方で「この中には一つもない」という答えも25%にのぼりました。
 私たちひとりひとりがそうであるように、犯罪の被害者となったからといって、同じものを求めるとはかぎりません。わかったような気にならず、被害者の現状や心情について理解しようとするところからはじめたいと思います。

精神的安定につながった言葉や態度

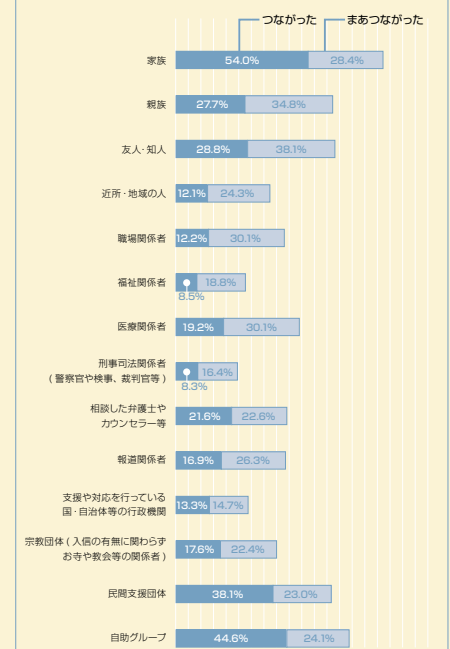


問8

解説

犯罪被害者にとって、家族や友人は最も頼りがいのある存在である。
 「国民意識調査」でも、「誰からの助けが、実際にどの程度被害からの回復につながったか」という問いに、「家族から」「友人・知人から」「親族から」と答えた人がそれぞれ82.4%、66.9%、62.5%と、「民間支援団体」「自助グループ」と並んで高くなっています。しかし一方で、問4の解説でも触れていますが、こうした人たちから「傷つけられた」と感じた割合もそれぞれ20%を越えており(問4-グラフ参照)、関係が深い分、配慮が足りなくなり、傷つけてしまう場合もあることがわかります。

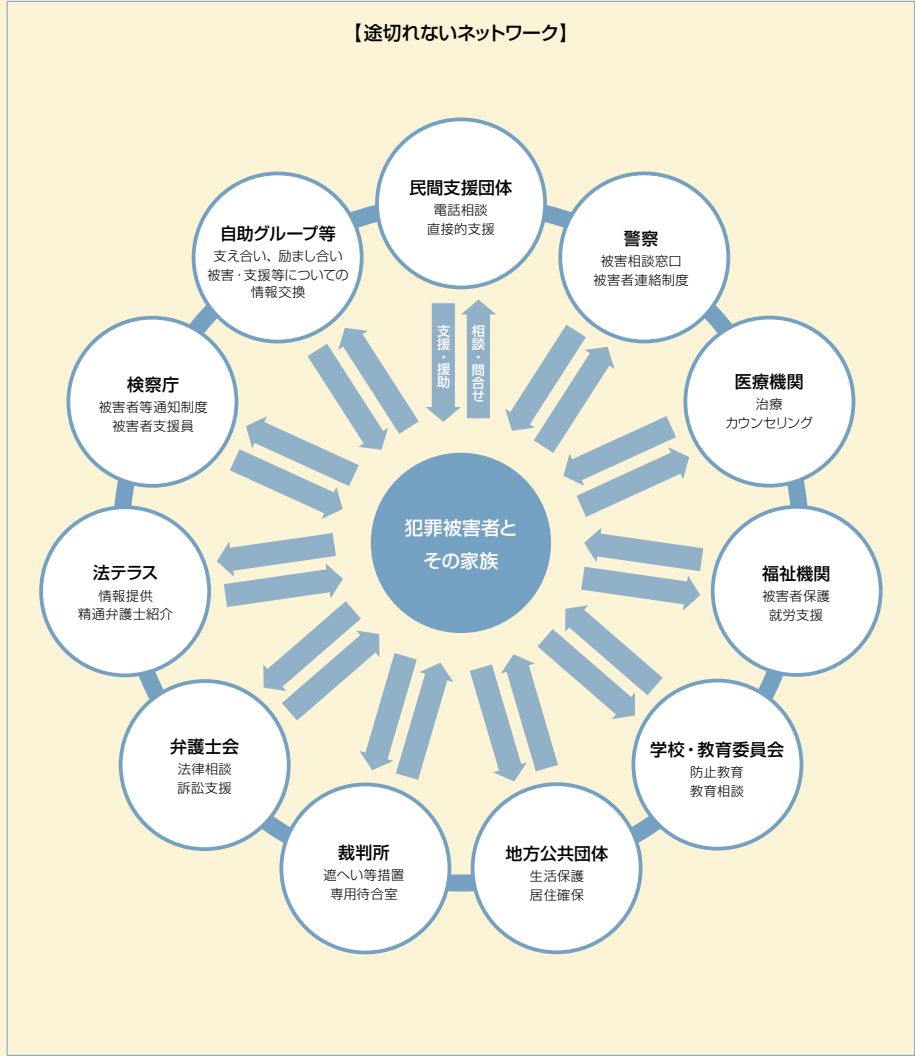
誰からの助けが、どの程度被害の回復につながったか



解説：制度と支援体制について

問9 日本には犯罪被害者のための法律はない。
解説 日本には犯罪被害者のための法律がありません。2004(平成16)年12月に「犯罪被害者等基本法」(→20、30頁)が制定されました。この法律では、犯罪被害者等(犯罪被害者やその家族・遺族)は、個人の尊厳が大切にされ、それにふさわしい処遇を受ける権利を有する、とされました。つまり、ひとりの人間として大切に扱われ、幸せに生きるために守られる権利があるということです。そして国や地方自治体による支援に加え、国民ひとりひとりにも被害者に配慮・協力するよう努める責任と義務があることが定められました。この法律に基づいて2005(平成17)年12月には「犯罪被害者等基本計画」(→20頁)がつけられました。

問10 犯罪被害に関する相談窓口は各地の警察署である。
解説 多くの場合、犯罪被害者に最初に対応する機関は警察です。そのため警察では、事件を捜査したり、加害者を捕まえたりといった仕事だけでなく、さまざまな被害者支援に取り組んでいます。しかし、被害者の相談を受けるのは、警察だけではありません。地方公共団体や民間支援団体、法テラスでも被害者に対する支援や相談を行っています(→22頁)。こうした様々な関係機関・団体は、連携のためのネットワークをつくり、生活上の支援をはじめ、医療、裁判に関することなど、被害者の多様なニーズに応えるための総合的な支援を行っています。



問11

解説

犯罪被害者とその家族は、加害者や事件についての情報を希望通りに受け取ることができる。

犯罪被害者とその家族の多くは、自分たちが巻き込まれた事件について、それがどのようなものであったのか知りたいと考えます。かつては情報提供がほとんど行われず、被害者はやりきれない思いや不安を抱えることが多かったのですが、現在では、捜査に関する情報提供、裁判の記録の閲覧やコピー、再被害（同じ加害者から再び危害を加えられること）防止のための加害者の出所情報の提供など、様々な点で被害者に対しての配慮がなされています。もちろんかならずしも希望通りにはいかないこともあります。状況は改善されつつあります。

問12

解説

犯罪被害者とその家族は、刑事裁判に参加して、加害者に質問したり、自分の意見を自由に発言することができる。

現在までのところ、犯罪被害者とその家族が刑事裁判に直接参加して加害者に質問することはできません。しかし、希望して許可されれば、傍聴席ではなく直接法廷内に入り、裁判に参加できる「被害者参加の制度」が、2008年末までに導入されることになりました。これまで、その事件に関わる被害者は、意見陳述（いまの気持ちや事件についての意見を述べる）はできても、加害者に直接質問することはできませんでした。そのため傍聴席でただずっと裁判が進むのを見守ること

しかできず、犯罪被害者とその家族からは「自分たちは証拠品でしかないのか」「当事者がかやの外におかれている」との声があがることも少なくありませんでした。一方で、犯罪被害者とその家族が裁判に直接関わることで、法廷が復しゅうの場になりかねない、加害者やその関係者が法廷内で被害者を精神的にさらに傷つけるなど、二次的な被害にあう可能性がある、などとしてこの制度に慎重な意見もありました。そこで「被害者参加の制度」では、裁判に参加するには裁判所の許可を必要とするなど、様々な工夫がなされています。

問13

解説

全国には被害者支援のための民間団体があるが、民間のためあまり役に立つことができない。

全国各地で展開する民間支援団体は2007（平成19）年10月現在、46団体を数え、全国被害者支援ネットワークとして連携して活動に当たっています（→22頁）。電話相談、面接相談をはじめ、被害者が病院や裁判所などへ行く際に付き添ったり、被害者支援について広く社会に知らせたり、その活動は多岐にわたります。しかし、このような支援団体の存在を知らない国民も多く、「国民意識調査」でも、犯罪被害者とその家族のうち、支援団体と接触できた人たちは2割程度にとどまっています。

民間支援団体の重要性はますます高まってはいるものの、活動資金や人材の不足などの課題も抱えています。

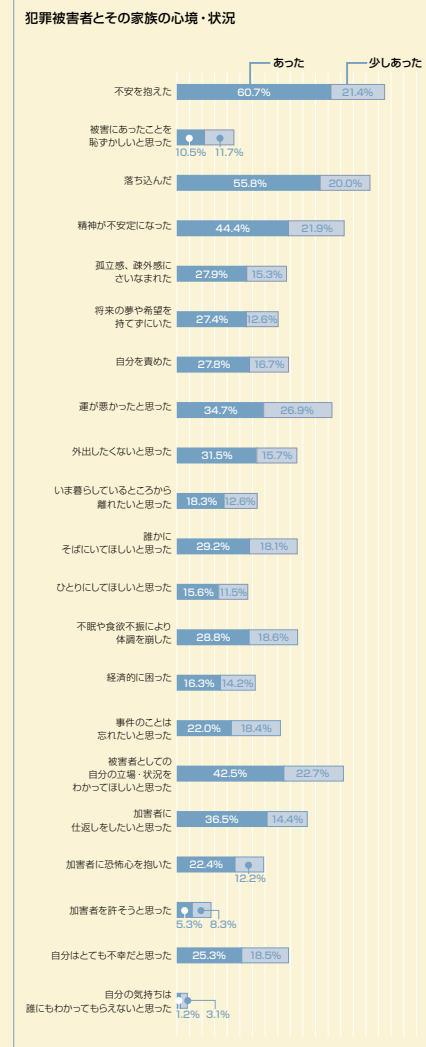
問14

解説

全国には犯罪被害者とその家族のための多数の自助グループがある。

残念ながら、全国でも数えるほどしかないのが現状です。

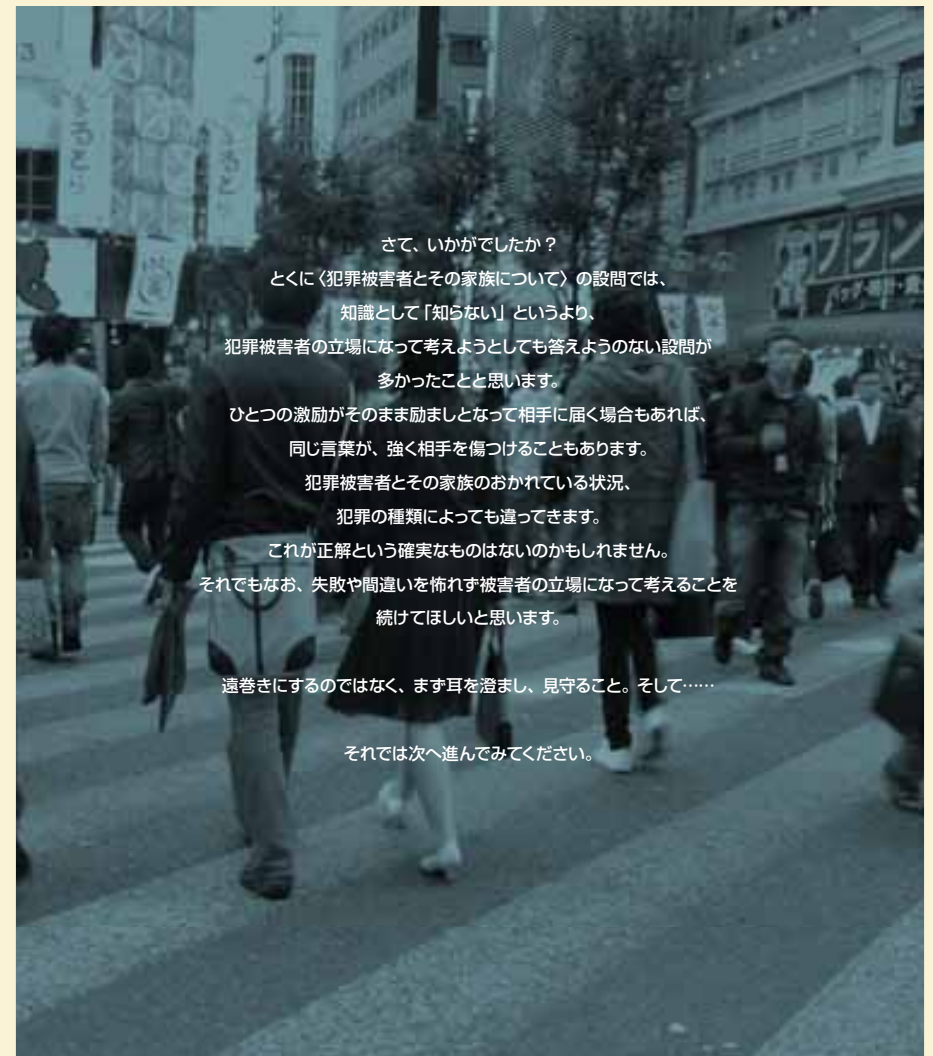
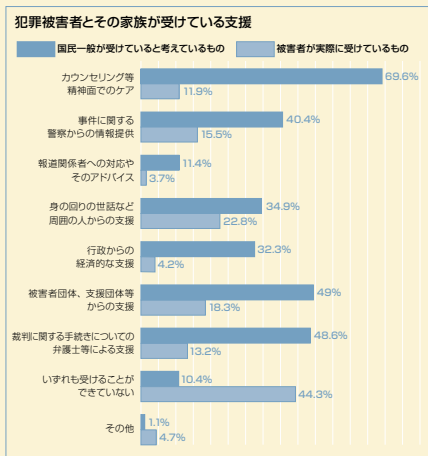
「国民意識調査」でも、被害者とその家族たちの多くは「不安を抱え」（82.1%）、「精神的に不安定になって」おり（66.3%）、「孤立感、疎外感にさいなまれている」（43.2%）ことが明らかになっています。そうしたなかで同じような経験をした人たちが交流し、支え合う場があれば、孤立感を軽減でき、様々な情報交換ができます。誰からの支援が「実際にどの程度被害からの回復につながったか」という問い（問8-グラフ）でも、「家族から」（82.4%）に次ぎ「自助グループ」（68.7%）があげられています。自助グループをつくる手助けをすることも、現在、民間支援団体の重要な取り組みのひとつになっています。



問15 犯罪被害者とその家族は、被害を受けた直後から自動的に多様な支援を受けることができる。

「国民意識調査」では、一般の国民は、被害者が支援を受けられていると思っており、どのような支援も「受けることができていない」と考えた人は10.4%に過ぎませんでした。しかし犯罪被害者とその家族では「受けることができていない」と答えた人が44.3%にのぼっています。

犯罪被害者等基本法とこれに基づく犯罪被害者等基本計画によって、被害者とその家族に対する支援体制は整ってきていますが、被害の状況や原因、被害者のおかれている状況は様々であり、それに伴い、必要とされる支援内容も変わることから、被害者の誰もが必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるようにすることが課題となっています。大切なのは、この「必要な時に必要な場所で必要なものを」ということです。



なぜ生命を奪われたのか 考えても考えても答えは見つからない

社団法人被害者支援都民センター
事務局長 大久保恵美子さん（保健師）

大久保恵美子さんは、自身も犯罪被害者の遺族です。友人と歩道を歩いていた長男は、歩道に乗り上げてきた飲酒運転の車にひき逃げされました。加害者は、悲しみに暮れる大久保さんを突然訪ね、「酒は飲んでいたが、私はまともに運転していた」と言い放って帰ってしまいました。季節も日時もわからなくなった日々、そんな時に届いたアメリカの支援団体からの思いがけない温かい手紙、わかってくれる人もいるのだと知った時に湧いてきた勇氣……。そしていま大久保さんは、同じ苦しみに投げ込まれた人々の心強い支えとなっています

大き過ぎる悲しみに襲われる時

ある日突然、何の前触れもなく、自分の体を傷つけられたり、大切な家族の命が奪われてしまう。朝、ふつうに話していた家族がもういない、二度と会うことはできない、犯罪被害にあうというのはそういうことです。そのような状況に陥ることを、人は想像できるでしょうか。

まず、遺族を襲うのは想像を超える大きなショックです。自分が被害者になった、子どもが殺されたという実感さえもせず、「茫然自失」の状態になります。あまりにショックが大き過ぎて、それに耐えるために「そんな事件が起きるわけがない」「自分に関係ないことだ」と否認します。また感情が麻痺して「子どもが亡くなったのに、お母さんはとてもしっかりしていて、お葬式のあいさつもちゃんとしていた。強い人だ」などと思われる状態にもなります。

けれども、混乱の時期が過ぎたあと、悲しみと苦しみがいっぺんにやってきます。「どうしてこんなことになったんだろう」と、一生懸命答えを探し続けます。けれども、探しても探しても答えは見つかりません。夜眠れなくなったり、傷つけられて倒れている家族の姿が毎日毎日浮かんできたり、季節も、今日が何月何日であるのかさえわからなくなったりします。仕事や学校どころではありません。ご飯も作

れないし、掃除もできません。「やらなければ」という思いはあっても、頭も身体も動きません。「早く立ち直って」という周囲の期待も感じます。それなのにしっかりできないのは自分が弱いからだと自分を責めてしまいます。

感情のコントロールができなくなり、以前のその人には考えられない言動をしてしまい、まわりからは「人が変わったようだ」と言われてしまうこともあります。

犯罪被害にあうと起こる典型的ないくつかの症状があります。

例えば、亡くなった家族との思い出が辛すぎてこれを避けようとする「回避症状」として、子どもの部屋の前を通れなかったり、亡くなった人が好きだったおかずを作れなくなったり、思い出がたくさん詰まっている自宅で暮らせなくなったりします。

「過覚醒」は、自分で自分の感情をコントロールできなくなってしてしまうものです。まわりの人がよかれと思ってかってくれた言葉にも怒りを感じ、「あなたに何がわかるのよ」などと反応してしまう。そうなると家族どうして怒りをぶつけ合い、家族関係が壊れてしまう、あるいは離婚してしまうということもあります。

「フラッシュバック」は、事件のことが繰り返し目の前に現れる症状です。いま目の前でまた事件が起こっているかのような感覚、そのリアルさは、フラッシュバックを経験し

たことのない人にはとても想像できないほどです。家族が殺された時の現場にはいなかったとしても、繰り返し起きるフラッシュバックに、「自分はこのままおかしくなってしまうのではないか」と、不安になります。

似たような報道をテレビや新聞で見るだけで事件のことがよみがえり、布団をかぶって一日家から出られない、という方もたくさんいます。ほんの小さな物音やカーテンの揺らぎにおびえ、刑務所にいるはずの犯人が襲ってきたにちがいないと思ひ込み、家中の鍵を掛けて回ることも、被害にあった人にはよく見られる行動です。

これらすべては、犯罪被害にあった人間の自然な反応なのです。

さらに、刑事手続のなかで何度も事件のことについて話をしなければならない、あるいは裁判で意見陳述や証言をしなければならない、ということも負担になります。役所や病院や警察などの関係機関、また近所や仕事場・学校などで心ない言葉や投げかけられることもあります（「二次的被害」）。

「自分だけがどうしてこんなに苦しんでいるんだろうか」「どうして誰も助けてくれないんだろうか」「助けてもらえないのは何か自分が悪かったからではないか」——様々な思いが混乱した頭の中でぐるぐる回ります。もちろん、冷静に考えれば、悪いのはほかの誰でもなく犯人です。でも、あまりに苦しすぎる時、人は自分を責めてしまうのです。

こうして犯罪被害者の多くは、自分はひとりだという孤立感と疎外感に押しつぶされそうになってしまいます。

真正面からしっかりと、温かく受け止めて

犯罪被害者が近くにいたら、あなたはどうしますか。何ができますか。そっとおいてほしいからと、しばらく距離をおくことにしますか。「あまり気を落とさないで」「元気を出して」などと何かアドバイスをしようと思いますか。

確かに、被害にあった人やその遺族を前に、自分にできることを探るのはむずかしいことです。

大切なことは、もし自分の家族が被害にあったらどうするかと考えて、自分にできることから始めることです。傷ついた相手をよく見て、状況を敏感にとらえ、感性豊かに、自分の心の底から出る自分の言葉で声をかけることです。犯罪被害者において、「自分の命も危なかったかもしれない

い」「大切な家族を殺された自分はもう生きている価値はない」と思いながら困難な人生を生きていく被害者は、相手が自分のことを心から心配してくれているのか、それとも表面的な興味や関心で接しているのかということが、一目で見抜けるようになってしまいます。

また被害者は自分が何を必要としているのかさえ、考えることができなくなっていますから、例えば「何かお手伝いすることはありますか」という聞き方よりは、「買い物に行ってくださいか」「掃除を手伝いましょうか」と具体的に言う方がよいのです。

また被害者は、事件のことについて話したくないという気持ちもありますが、反対に「この人なら安心して話ができる」と思える人には、話を聞いてほしいのです。そういう時は、もしかしら同じ話の繰り返しになるかもしれないませんが、十分に耳を傾けて聞いてあげてください。

自分の被害体験を繰り返し話すことによって、「ああ、被害を受けたのは本当のことなんだ」と受け止めることができるようになってきます。それは精神的な回復にとても役立ちます。そしてようやくこれからの自分の生き方を考えたり、夢や希望を抱くことができるようになるのです。

質問せず、意見を言おうと思わずに、ただしっかり受け止めて話を聞いてあげることが、回復のための大きな助けになります。



1990年、長男を飲酒運転による交通犯罪で奪われる。その後、勤務していた富山県の保健所を退職、犯罪被害者自助グループ「小さな家」を主宰。現在、(社)被害者支援都民センター事務局長として、被害者からの電話相談・面接相談・自助グループ支援等を行っている。犯罪被害者の現状と必要な支援に関する講演活動等も多数、著書に「犯罪被害者支援の軌跡—犯罪被害者心のケア」他。

被害者の声

ありのままに話せる場所

小畑智子

平成10年7月12日、飲酒運転で交通事故を起こし逃走中の車によって、長男(当時20歳)は、ひき逃げされ、命を奪われました。

「将来、家具を作りたい」との夢を持ち、学校とアルバイトに追われていた日々の中、久しぶりに友だちと会い、友だちの車の窓越しに話をするために車道に出たとき、信号を無視して暴走してきた車によって、20メートル先まで飛ばされました。頭を強く打ち、即死状態であったということでした。医師からは「息子さんはあまりに一瞬のことで痛みも何もなかったと思います」と言われたときも、「痛くなくて本当によかった」と、他人事のように、そのときの私は思いました。加害者の車の中には一緒に飲んだ友だちも同乗していたとのことでした。

何一つ落ち度がなかった息子の命を奪った加害者も、当時の法律ではたった懲役2年という判決でした。私たちは納得のいかないまま、何をしても息子は戻らないとの思いで、辛いことから逃げて、民事裁判を起こすことをしませんでした。あまりにも突然のことで、当時の私は、すべての感情を閉じ込めてしまい、加害者への憎しみさえも薄れていた気がします。

しかし、自分の身に何が起こったのかも分からないまま命を落とした息子の無念な気持ちを思ったとき、何もなかったことを後悔しました。同じような悪質な運転によって命を奪われた遺族の方々が刑法改正の署名活動をするのをテレビなどで見るたび、何もなかった自分を責めて、辛い日々を送っていました。

息子の2回目の命日に何気なくつけたテレビで、被害者支援都民センターを知りました。

あまりにも偶然で、息子が導いてくれたとの思いから、その場ですぐに電話をしました。私はそれまでの2年間、人様の前で取り乱して泣くことはありませんでした。ずっと頑張っていた気がしますが、もう限界でした。

被害者支援都民センターでは、1年間面接をしていただき、それまでずっと閉じ込めていた心の内を何もかも安心して話すことができました。その後、被害者自助グループへ参加することで、同じ体験をした人たちが、心を共有することで癒され、少しずつ前向きに考えられるようになりました。当時の私は、友人たちの何気ない言葉にも傷つき、また、家族であっても感情の出し方に違いがあり、心のすべてを話せませんでした。突然愛する家族を奪われて、現実を受け入れることはなかなかできません。そして、それまでの生活もすべて奪われてしまいます。

被害者支援都民センターに出会って6年半になります。今の私は、それまで閉じ込めていた怒りや悲しみの感情を少しずつ取り戻すことができました。息子を奪われた日から、8年半になりますが、今でも息子のことを思うと、胸が張り裂けそうに辛い気持ちになりますが、こんな気持ちは、一生変わることはないでしょうが、こんな気持ちをありのままに話すことができる唯一の場所が、被害者自助グループなのです。

私は、被害者支援都民センターに出会えたことを心から感謝しています。

被害にあってしまった方々に、このような場の存在をぜひ伝えてほしいと思います。

【犯罪被害者の声】
(NPO 法人全国被害者支援ネットワーク・社団法人被害者支援都民センター発行、平成19年5月)より



自分ならどうするだろう、なんて言うだろう

みなさんは DVD 映像教材「私たちにできること」をさらにになりましたか？ DVD「私たちにできること」では奈津美のお兄さんが集団暴行で殺され、奈津美の親友である和沙、そして奈津美を思う隆志が自分たちにできることを探して行動を開始しました。さて、みなさんならどうするでしょう。

1 次のような場面で、あなたならどんなことを言うと思いますか？
奈津美に向かって言う の部分の言葉を考えてみましょう。

1 和沙は、親友奈津美の兄が集団暴行により亡くなったことを知りました。友人たちは様々にうわさしています。1週間後、ようやく奈津美が学校に出てきました。
B子：ねえ、和沙、聞いた？ 奈津美のお兄さんが殺されたのって、不良グループの集団暴行だったんだって。
A子：信じられない！
和沙：……。
B子：(教室に入ってきた奈津美が顔色を変えて、急いで出ていくのを見て) あ！
和沙：(急いで追いかける) 奈津美！
(追いついて)
.....
.....
.....

2 学校帰りの奈津美、和沙、隆志。和沙と隆志は、奈津美をいたわるように両側を歩いていました。公園まで来た時、3人は奈津美の母がベンチにひとり座っているのを見つけます。
奈津美：お母さん！
奈津美の母：(独り言) お願い、春樹、帰ってきて！
奈津美：(涙ぐんで) お母さん……。お母さんがだめにのっちゃう。ねえ、私、どうすればいいの？
隆志：
.....
.....
.....

2 和沙役と隆志役の2人組になって、奈津美の気持ちを話し合ってみましょう。奈津美の心の中のいろいろな声を書き出してみましょう。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....



3 5人でグループをつくり、次のような事件が起こったとして、短い劇を演じてみましょう。それぞれどんな気持ちになるか、どんなことを言うか、みんなで話し合ってみましょう。

【事件】
哲也(てつや)は、中学2年生です。1週間前、哲也の母親と小学3年生の弟が交通事故にあいました。買い物帰りに横断歩道を渡っている時、飲酒運転の車が赤信号を無視して突っ込んできたのです。弟は即死、母親は重傷でまだ入院しています。哲也の友人、遥佳(はるか)、裕紀(ゆうき)、里奈(りな)は、休んでいる哲也の家へお見舞いに行きました。

【配役】
哲也：日頃は明るく、冗談が好きな中学2年生
哲也の父：会社員。まだ会社を休んでいる
遥佳：哲也と小学校が同じで、中学校でも親しい
裕紀：哲也とはサッカー・チームの仲間
里奈：日頃はそれほど哲也と親しくないが、今回のことでは、何かできることはないかと考えている
●28頁では、民間支援団体などのホームページを紹介しています。今回、ともに考えたグループで、近くの支援団体を訪ねてみてはいかがでしょうか。事前に連絡をとれば、きっと快くおわてくれるはずです。直接、話を聞いてみるのがなんといいと思います。

